

本年9月から

## 長期給付(年金)に係る掛金率が引き上げられます

年金財政は、年金給付に要する費用と組合員の掛金や地方公共団体が負担する負担金等の収入が長期的に均衡し安定するよう、5年ごとに保険料率(掛金率・負担金率)の見直しを行っており、この作業を「財政再計算」といい地方公務員共済組合連合会において行っています。

本年はこの「財政再計算」の年となることから、収支見直しを行い保険料率が算定された結果、掛金率は、当初の予定どおり1.77%引き上げられることになりました。

※2012年に公布された「被用者年金一元化法」により、2015年10月からは共済組合の組合員も厚生年金に加入することになります。組合員の掛金についても、経過措置を設けて厚生年金の保険料に統一されるため、毎年1.77%ずつ引き上げられることとされています。

### ■2014年9月からの長期給付に係る掛金率

区 分	掛金率 (引き上げ幅)
給料 (注1)	105.775% (+2.2125%) (注2)
期末手当等	84.62% (+1.77%)

(注1) 特別職の掛金率は、給料、期末手当等ともに84.62%となります。

(注2) 給料に対する掛金率の引き上げ幅は、1.77%×1.25(手当率)です。

詳細については、**地方公務員共済組合連合会のホームページ**

<http://www.chikyoren.or.jp/>をご覧ください。